

2024年12月13日

各 位

会 社 名 株式会社ティーケーピー (コード番号: 3479 東証グロース) 代表者名 代表取締役社長 河野貴輝 問合わせ先 取締役CFO 中村幸司 (TEL. 03-5227-7321)

株式会社ノバレーゼ (証券コード: 9160) 株式に対する公開買付けの結果 及び子会社の異動に関するお知らせ

株式会社ティーケーピー(以下「公開買付者」といいます。)は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第370条及び公開買付者の定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる2024年11月14日付の書面決議において、株式会社ノバレーゼ(証券コード:9160、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、2024年11月15日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2024年12月12日をもって終了しましたので、下記のとおりお知らせします。また、本公開買付けの結果、対象者は2024年12月19日(本公開買付けの決済の開始日)をもって、公開買付者の連結子会社となる予定となりますので、併せてお知らせします。

記

- I. 公開買付けの結果について
 - 1. 買付け等の概要
 - (1)公開買付者の名称及び所在地 株式会社ティーケーピー 東京都新宿区市谷八幡町8番地
 - (2)対象者の名称 株式会社ノバレーゼ
 - (3) 買付け等に係る株券等の種類 普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	6,750,000 (株)	4,693,900 (株)	6,750,000(株)
合計	6,750,000 (株)	4,693,900 (株)	6,750,000 (株)

(注1) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。) の総数が買付予定

数の下限(4,693,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

- (注2) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(6,750,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注5)公開買付期間末日までに対象者が2017年6月28日及び2019年7月16日に発行決議したストック・オプション(以下、総称して「対象者ストック・オプション」といいます。)が行使される可能性がありますが、当該行使により交付される対象者株式(最大1,840,000株)についても本公開買付けの対象としております。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間2024年11月15日(金曜日)から2024年12月12日(木曜日)まで(20営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、2024年12月26日(木曜日)まで(30営業日)となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金380円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,693,900 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨、及び、応募株券等の総数が買付予定数の上限(6,750,000 株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(8,410,801 株)が買付予定数の上限(6,750,000 株)を超えましたので、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。)第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により、2024 年 12 月 13 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

(0) 只10 年1 2 2 2 3 4 2 3			
株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数	
株券	8,410,801 株	6, 750, 099 株	
新株予約権証券	_	_	
新株予約権付社債券	_	_	

株券等信託受益証券	_	_
株券等預託証券 ()		_
合計	8,410,801 株	6,750,099 株
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者 の所有株券等に係る議決権の数	82,500 個	(買付け等前における株券等所有割合 30.74%)
買付け等前における特別関係者 の所有株券等に係る議決権の数	12, 995 個	(買付け等前における株券等所有割合 4.84%)
買付け等後における公開買付者 の所有株券等に係る議決権の数	150,000 個	(買付け等後における株券等所有割合 57.08%)
買付け等後における特別関係者 の所有株券等に係る議決権の数	12, 995 個	(買付け等後における株券等所有割合 4.94%)
対象者の総株主等の議決権の数	249, 930 個	

- (注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における 特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第 27 条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づ き特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有 する株券等に係る議決権の数の合計です。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2024年8月14日に提出した第9期半期報告 書(以下「対象者半期報告書」といいます。)に記載された2024年6月30日現在の総株主等 の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)の議決権の数です。但し、本 公開買付けにおいては、単元未満株式(但し、自己株式を除きます。)及び対象者ストック・ オプションの行使により発行される対象者株式についても本公開買付けの対象としていたた め、「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、対象者が 2024 年 11 月 14 日 に公表した「2024年12月期 第3四半期決算短信 [IFRS] (連結)」(以下「対象者決 算短信」といいます。) に記載された 2024 年9月 30 日現在の対象者株式の発行済株式総数 (25,000,000 株。なお、対象者は 2024 年 9 月 30 日現在自己株式を所有しておりません。) に、対象者ストック・オプションの目的となる対象者株式の数(合計1,840,000株)を加算し た株式数 (26,840,000 株) 係る議決権数 (268,400 個) を分母として計算しております。なお、 公開買付期間中に対象者ストック・オプションの行使はありませんでしたので、「買付け等後 における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された 2024 年 9 月 30 日 現在の対象者株式の発行済株式総数(25,000,000株。なお、対象者は2024年9月30日現在自 己株式を所有しておりません。)に係る議決権数(250,000個)に各特別関係者(但し、小規 模所有者を除きます。) が所有する対象者ストック・オプションの行使により発行される対象 者株式 (最大 1, 280, 000 株) に係る議決権の数 (12, 800 個) を加算した 262, 800 個を分母とし て計算しております。
- (注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数 (8,410,801 株) が買付予定数の上限 (6,750,000 株) を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います (各応募株券等の数に1単元 (100 株) 未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限と

します。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株 主等(本公開買付けに応募した株主をいいます。以下同じとします。)からの買付株数の合計が買 付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられ た株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式によ り計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させる ものとしました。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地 三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号
- ② 決済の開始日 2024年12月19日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主 等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けら れた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、 決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理 人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払 いします。

④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日以後速やかに、返還すべき株券 等を応募が行われた直前の記録(応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執 行が解除された状態を意味します。) に戻します。なお、あらかじめ株券等を他の金融商品取引業 者等に開設した応募株主等の口座に振り替える旨を指示した応募株主等については、当該口座に振 り替えることにより返還いたします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、公開買付者が2024年11月14日に公表した「株式会社ノバレ ーゼ (証券コード: 9160) 株式に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携契約書の締結に 関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

(2) 今後の見通し

本公開買付けによる公開買付者の業績への影響については現在精査中であり、今後、公表すべき事 実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社ティーケーピー 株式会社ティーケーピー TKPガーデンシティ横浜 株式会社ティーケーピー TKPガーデンシティ大阪梅田 大阪府大阪市福島区福島5丁目4番21号 株式会社東京証券取引所

東京都新宿区市谷八幡町8番地 神奈川県横浜市神奈川区金港町3番地1 東京都中央区日本橋兜町2番1号

- Ⅱ. 子会社の異動について
- 1. 異動の理由

本公開買付けの結果、対象者は、2024年12月19日(本公開買付けの決済の開始日)をもって、公開 買付者の連結子会社となる予定です。

2. 異動する子会社(対象者)の概要

1	<u>助りの子芸任(対象</u> 名	称	<u>株式会社ノバレーゼ</u>		
2	11 NA (A E)		· 月8番14号		
3	代表者の役職・氏名		代表取締役社長 荻野 洋基		
4	事 業 内 容 ブライダル事業、レストラン特化型事業				
5		 金	100,000 千円(2024 年		
6			2016年8月	- / 4 / - / 2 114/	
7	大株主及び持模		株式会社ティーケービ	33.00%	
	(2024年6月30日現	見在)	ポラリス第三号投資事業有限責任組合		14. 11%
	(注1)		株式会社IBJ		10. 13%
			- ·	ity Fund 2013, L. P. (だ ・グループ株式会社)	
			アサヒビール株式会社	1. 33%	
			株式会社日本カストデ	0.82%	
			西浦 益美		0.72%
			株式会社電器堂		0.66%
			株式会社西原商会		0.66%
			日本マスタートラスト	信託銀行株式会社(信	託口) 0.60%
8	上場会社と対象者	の関係			
	資 本 関	係			,000 株(所有割合(注 通用関連会社としており
	人 的 関	係	該当事項はありません	/o	
	取 引 関	係			でき、対象者の運営施
	関連当事者	~ Ø	設を公開買付者の顧客 対象者は公開買付者σ		あり、関連当事者に該
	該当状	況	当します。	117111111111111111111111111111111111111	
9	⑨ 対象者の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態(国際会計基準)				
	決 算	期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
		円)	32, 626, 837	31, 980, 649	32, 301, 401
	親会社の所有者する持分(千		5, 587, 051	7, 234, 271	8, 177, 964
	1株当たり親会社 帰属持分(円)	所有者 (注3)	223. 48	289. 37	327. 12
		- 円)	11, 191, 900	17, 222, 448	18, 265, 376
	営業利益(千	- 円)	822, 185	2, 775, 733	1, 539, 559
	親会社の所有者する当期利益(374, 025	1, 656, 874	942, 272
	基本的1株当た 利益(円)(注	り当期 主3)	14. 96	66. 27	37. 69
	1株当たり配当額		-	-	-
(3)	<u> </u>	7 ァドナナナ	比索 (2024 年 6 日 30	日租左) 」は 対象者	半期却生津に記載された

(注1) 「⑦ 大株主及び持株比率 (2024 年6月 30 日現在)」は、対象者半期報告書に記載された「大株主の状況」を基に記載しております。

- (注2) 「所有割合」とは、対象者決算短信に記載された 2024 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 (25,000,000 株。なお、対象者は 2024 年 9 月 30 日現在自己株式を所有しておりません。) に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。
- (注3) 対象者は、2023年5月25日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。そのため、2021年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益を算定しております。

3. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1)	異動前の所有株式数	8, 250, 000 株	
		(議決権の数:82,500 個)	
		(議決権所有割合:33.00%)	
(2)	取 得 株 式 数	6,750,099 株	
		(議決権の数:67,500 個)	
		(議決権所有割合: 27.00%)	
(3)	取 得 価 額	対象者株式 2,565 百万円	
(4) 異動後の所有株式数		15, 000, 099 株	
		(議決権の数:150,000 個)	
		(議決権所有割合:60.00%)	

- (注1) 「議決権所有割合」は、対象者決算短信に記載された 2024 年 9 月 30 日現在の発行済株式 総数 (25,000,000 株。なお、対象者は 2024 年 9 月 30 日現在自己株式を所有しておりません。) に係る議決権の数 (250,000 個) に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五 入しております。
- (注2) 「取得価額」にアドバイザリー費用等は含まれておりません。

4. 異動の日程(予定)

2024年12月19日(木曜日) (本公開買付けの決済の開始日)

5. 今後の見通し

当該子会社の異動が公開買付者の連結業績に与える影響は現在精査中であり、今後、公表すべき事項が生じた場合には、速やかに公表いたします。

以上